

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)の概要

項目	国の基準	市の基準	考え方
従うべき基準	<p>次のいずれかに該当し、都道府県知事が行う研修を修了したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の資格を有する者</li> <li>・社会福祉士の資格を有する者</li> <li>・高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者、または2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者</li> <li>・教員免許を有する者</li> <li>・大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修め卒業した者、または大学院への入学が認められた者</li> <li>・地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</li> </ul> <p>※詳細については、厚生労働省令第10条第3項に規定されています。</p>	国の基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、地域の特性はないことから、国の基準のとおりとする。
	<p>放課後児童支援員は2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。 ※利用者が20人未満の小規模クラブについては、併設する施設の職員等の兼務が可能な場合には、1人でも可とする(この場合の専任の職員は有資格者であること)。</p>		

項目		国の基準	市の基準	考え方
参酌すべき基準	施設・設備	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設け、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。	国の基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、地域の特性はないことから、国の基準のとおりとする。
	児童の集団の規模	おおむね40人以下とする。	おおむね40人以下とする。  ※おおむね40人を超える場合は、複数の集団に分けて対応するよう努めるものとする。	国の「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」の中で、「児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとする」と提言されており、施設の状態や出席率等を考慮しながら弾力的に受け入れを行う。
	開所時間	小学校の授業のある日については1日3時間以上、小学校休業日については1日8時間以上を原則とする。	国の基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、地域の特性はないことから、国の基準のとおりとする。
	開所日数	1年につき250日以上を原則とする。		
その他	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策、虐待等の禁止、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応等について			